

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の
一部を改正する省令案に対して提出された意見及び考え方

意見	考え方	提出された意見を踏まえた案の修正の有無
<p>(1)「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」が独占している既得権益での「FTTH(光ファイバー)」及び「CATV(ケーブルテレビ)」における構造では、「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を解体すべき構造と、私し個人は思います。具体的には、古い構造では、ISDNを含む「DSL系(固定電話の回線及びFAXの回線)」における「VDSL」及び「ADSL」を廃止し、新しい構造では、「FTTH(光ファイバー)」及び「CATV(ケーブルテレビ)」における「有線LAN」及び「無線 LAN」をバランス良く導入すべき構造と、私は考えます。要約すると、「NHK(日本放送協会)」が独占している既得権益での「4K・8K」における構造では、「NHK(日本放送協会)」を廃止する事が望ましい構造と、私は考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ユニバーサルサービス制度においては、加入電話等の電話のサービスが国民生活に不可欠なサービスとして基礎的電気通信役務に位置づけられており、日本全国における基礎的電気通信役務の提供が確保されるべきものとして、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)を含む基礎的電気通信役務の提供事業者に対して、その適切、公平、かつ安定的な提供に努めることを義務づけています。適格電気通信事業者であるNTT東日本及びNTT西日本が提供する基礎的電気通信役務の赤字の一部を交付金により補填することとされており、本案は、この交付金の算定方法等について一部を見直すことを内容とするものです。</p>	<p>無</p>